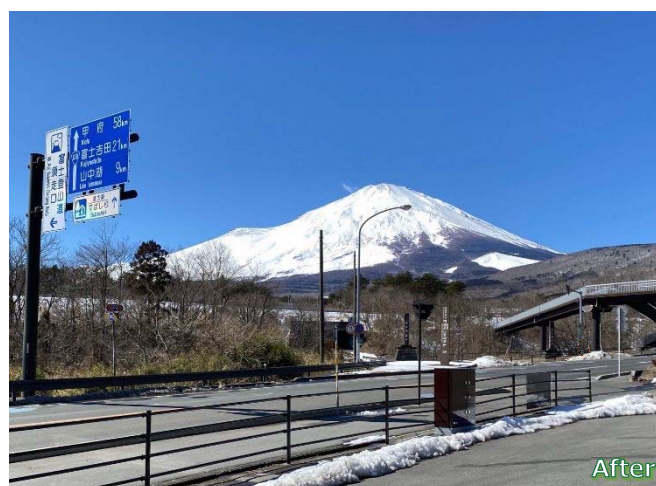


静岡県 無電柱化推進計画

～安全・快適な道路空間の確保、美しい景観形成に向けて～



2022年3月
静岡県

目次

第1章 静岡県無電柱化推進計画の目的と位置付け	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け.....	1
第2章 静岡県における無電柱化の経緯と現状	2
1 これまでの整備実績	2
2 無電柱化率の比較	4
3 電柱・電線等の現状	5
(1) 災害時に倒壊し、通行止めや停電を引き起こす電柱.....	5
(2) 通行の支障になる電柱.....	5
(3) 景観を阻害する電柱・電線等	5
第3章 無電柱化の手法と課題	6
1 無電柱化の手法.....	6
(1) 地中化による無電柱化	6
(2) 地中化以外による無電柱化.....	7
2 地中化による無電柱化の課題.....	8
(1) 整備期間	8
(2) 整備費用	9
(3) 地上機器の設置場所の確保.....	10
3 地中化以外による無電柱化の課題	10
第4章 無電柱化の推進に関する基本方針	11
第5章 静岡県無電柱化推進計画の期間と目標	14
1 計画期間	14
2 目標指標	14
第6章 無電柱化の推進に向けた取組	15
1 多様な整備手法の活用	15
2 適切な役割分担による無電柱化の推進.....	15
(1) 防災・強靱化目的.....	15
(2) 交通安全、景観形成、観光振興目的	16

3	コスト削減の推進	16
(1)	低コスト手法などの活用	16
(2)	新技術・新工法の活用	16
4	事業のスピードアップ	16
(1)	発注の工夫	16
(2)	地域の合意形成の円滑化	16
(3)	既存ストックの活用	16
(4)	3次元データの活用	16
5	緊急輸送路の電柱の減少	17
(1)	既存電柱の占用制限	17
(2)	沿道区域電柱への対応	17
6	新設電柱の抑制	17
(1)	新設電柱の占用制限の拡大	17
(2)	道路事業等と併せた無電柱化	17
7	占用制度の適切な運用	18
(1)	占用制限制度の適切な運用	18
(2)	占用料の減額措置	18
8	関係者間の連携の強化	19
(1)	推進体制	19
(2)	工事・設備の連携	19
(3)	民地の活用	19
(4)	他事業との連携	20
9	その他推進のために必要な事項	20
(1)	広報活動	20
(2)	情報の共有	20
(3)	技術力の向上	20

参考資料

無電柱化の推進に関する法律の概要	21
国の無電柱化推進計画の概要	22
無電柱化に関する個別補助制度	24

第1章 静岡県無電柱化推進計画の目的と位置付け

1 計画の目的

道路上の電線・電柱は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ緊急車両等の通行に支障をきたす恐れがあります。平成30年9月に本県に襲来した台風21号、24号、令和3年5月に牧之原市で発生した竜巻とみられる突風は、倒木や飛来物などを引き起こし、電柱の倒壊や電線の切断を発生させ、日常生活や社会経済活動に大きな影響を与えました。これらの出来事等を通して、災害に備えた無電柱化の必要性が再認識されています。

南海トラフ巨大地震の発生が危惧される本県では、電柱の倒壊等による道路の閉塞を未然に防止し、円滑な緊急車両の通行を確保するため、防災上重要な道路における無電柱化を、県土の強靱化における重要な施策と位置付け、整備を推進しています。

また、本県は、「ふじのくに回遊式庭園」を目指す姿とした美しい広域景観を形成していくとともに、ユニバーサルデザインの理念のもとに誰もが安全・快適に移動できる歩行空間の整備を推進しており、景観形成や安全な交通確保の観点からも無電柱化を進めていく必要があります。

今回策定する静岡県無電柱化推進計画は、限られた予算の中で無電柱化をより一層推進していくため、事業推進に向けた基本方針、目標、取組を示したものです。本県では、災害に強く、安全・安心な道路空間の確保とともに、美しい県土づくりに向けて、道路管理者だけでなく、電線管理者や県民の皆様と一体となって県内の無電柱化を推進してまいります。

2 計画の位置付け

本計画は、国の無電柱化推進計画を踏まえ、県政運営の基本となる「静岡県総合計画」や、関連する計画に基づき無電柱化を推進するため、今後の取組を示すものです。

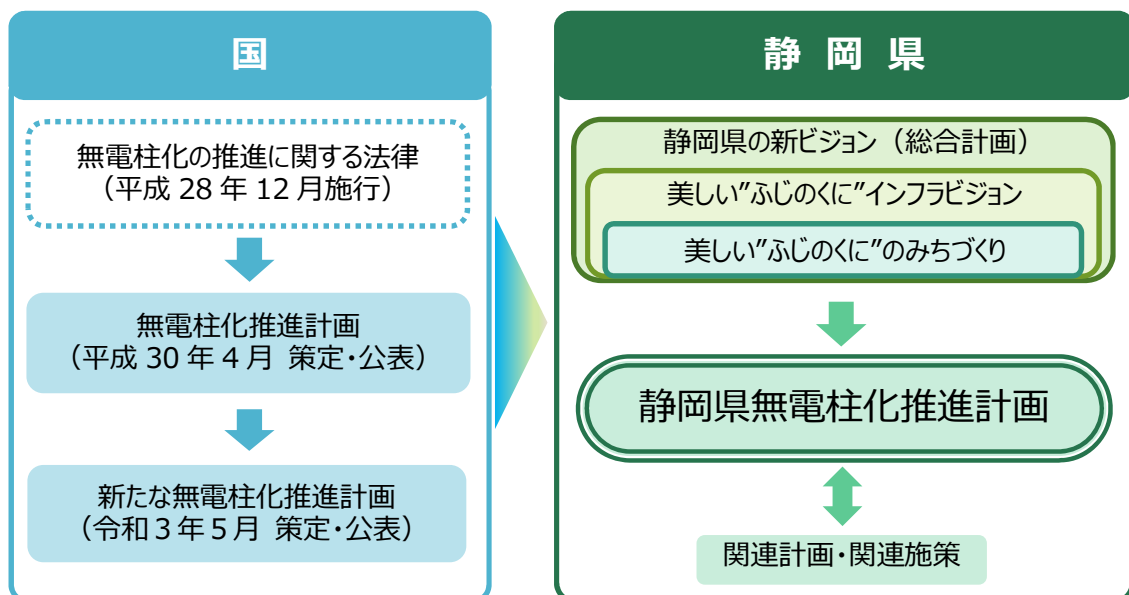


図 1-1 静岡県無電柱化推進計画の位置付け

第2章 静岡県における無電柱化の経緯と現状

1 これまでの整備実績

本県の無電柱化は、昭和 61 年度から着手し、令和 2 年度末時点で約 176km が完了しています。当初は、静岡駅、浜松駅及び沼津駅の周辺など、電力需要が高い都市部の道路について、主に単独地中化により整備を進めてきました。

「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」が施行された平成 7 年以降は、主に電線共同溝方式により整備を進め、整備対象を拡大しながら、一般国道 138 号、一般国道 301 号及び一般県道沼津停車場東沢田線など、県内各地の整備を着実に進めてきました。

また、平成 16 年度には地中化以外の無電柱化の方式として、裏配線方式及び軒下配線方式が導入され、島田市では、裏配線方式による無電柱化を実施しました。

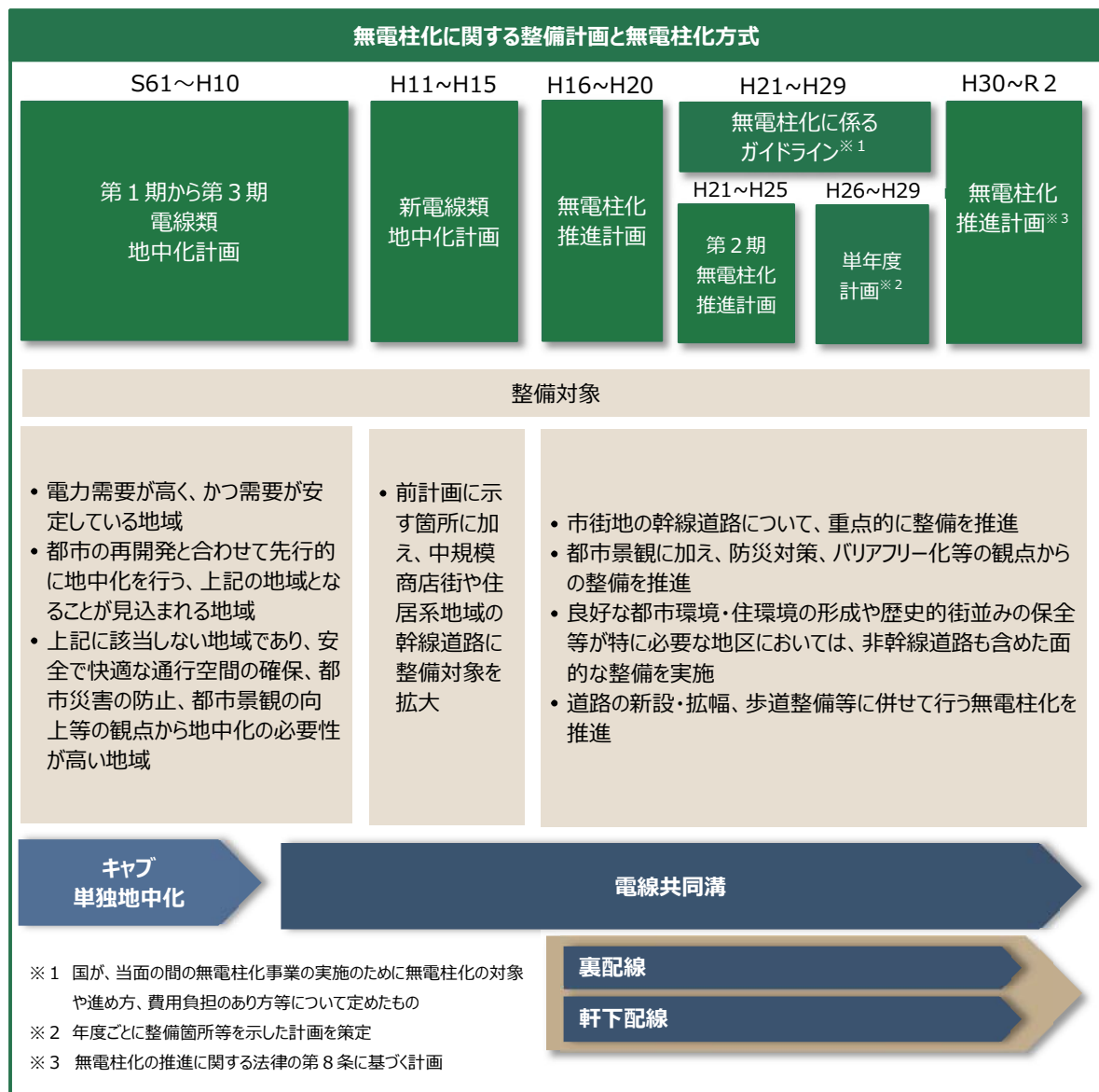


図 2-1 無電柱化に関する整備計画と無電柱化方式



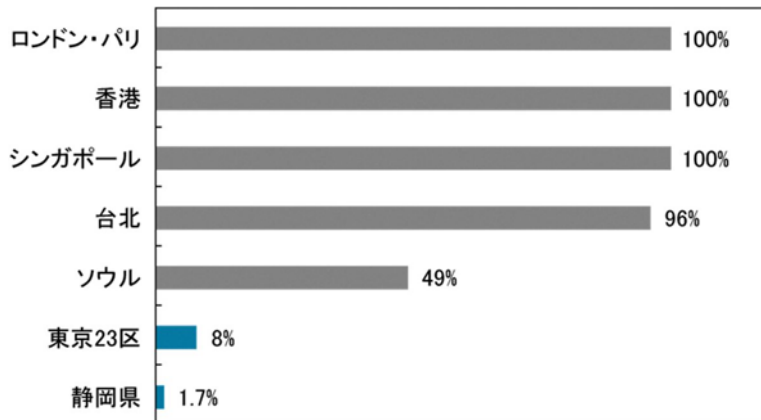
写真 2-1 県内の無電柱化実施箇所の事例

2 無電柱化率の比較

ロンドンやパリ、香港、シンガポールなど、欧米やアジアの主要都市では無電柱化がほぼ完了しています。これに比べて、日本では中心市街地の幹線道路や緊急輸送路などを中心に無電柱化を進めてきましたが、最も進んでいる東京 23 区でも無電柱化率は約 8%と低い水準です。

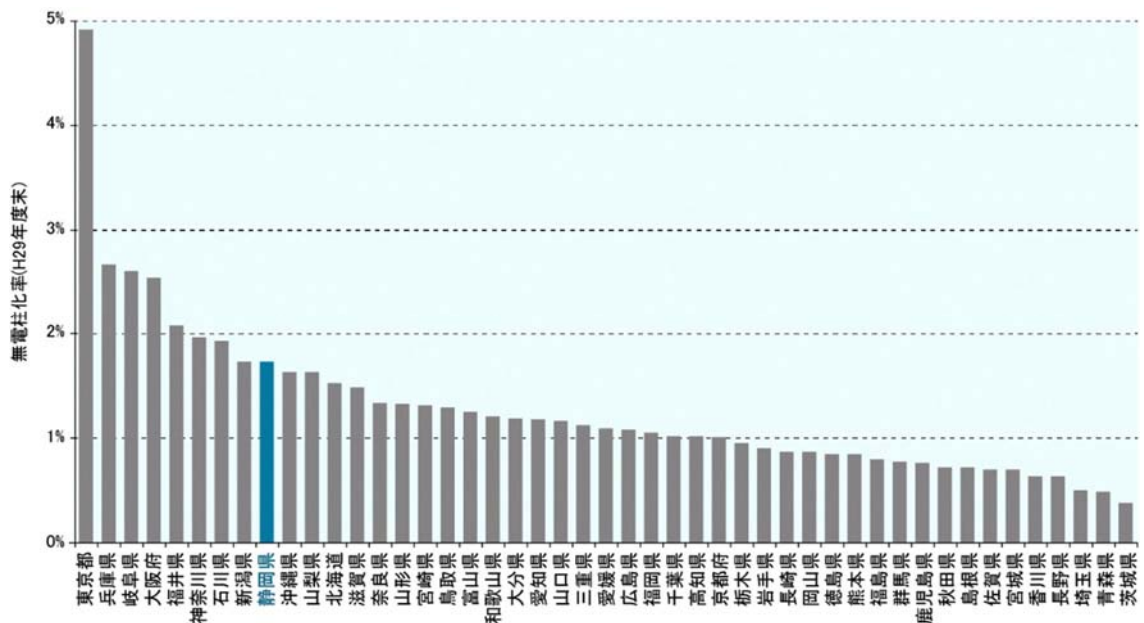
本県の無電柱化率は、全国的には高い順位であるものの、2%程度に留まっています。

注) 無電柱化率の実績は、平成 30 年 3 月時点



※ 国土交通省 HP 掲載資料をもとに作成

図 2-2 ヨーロッパやアジアの主要都市の無電柱化率

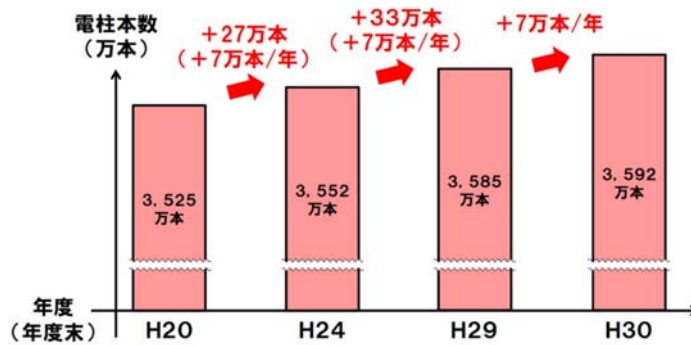


※ 国土交通省 HP 掲載資料をもとに作成

図 2-3 都道府県の無電柱化率

3 電柱・電線等の現状

宅地開発等に伴い現在も多くの電柱が建てられており、国内では、年間約7万本の電柱が新たに建柱されています。電力や通信等は重要なインフラ設備であるものの、自然災害等の有事の際や日常において電柱が支障になることがあります。



(出典) 第1回無電柱化推進のあり方検討委員会資料

図 2-4 全国の新設電柱の推移

(1) 災害時に倒壊し、通行止めや停電を引き起こす電柱

近年、激甚化・頻発化している自然災害によって、倒壊した電柱が道路を閉塞し、通行止めを引き起こすことがあります。また、長時間の停電により、生活等に支障をきたすことがあります。



写真 2-2 道路を閉塞する電柱

(2) 通行の支障になる電柱

多くの人が行き交う駅周辺の歩道や通学路では、歩道等の電柱が歩行空間を狭め、すれ違いの支障になることがあります。また、歩道がない道路では、電柱を避ける歩行者と車両との接触が危惧されます。



写真 2-3 通行の支障になる電柱

(3) 景観を阻害する電柱・電線等

静岡県は、世界文化遺産の富士山やユネスコ世界ジオパークに認定された伊豆半島等、世界に誇れる美しい景観を有していますが、電柱や電線等が景観を阻害することがあります。



写真 2-4 景観を阻害する電柱・電線等

第3章 無電柱化の手法と課題

1 無電柱化の手法

本県では、以下の事業手法により、無電柱化を推進していきます。

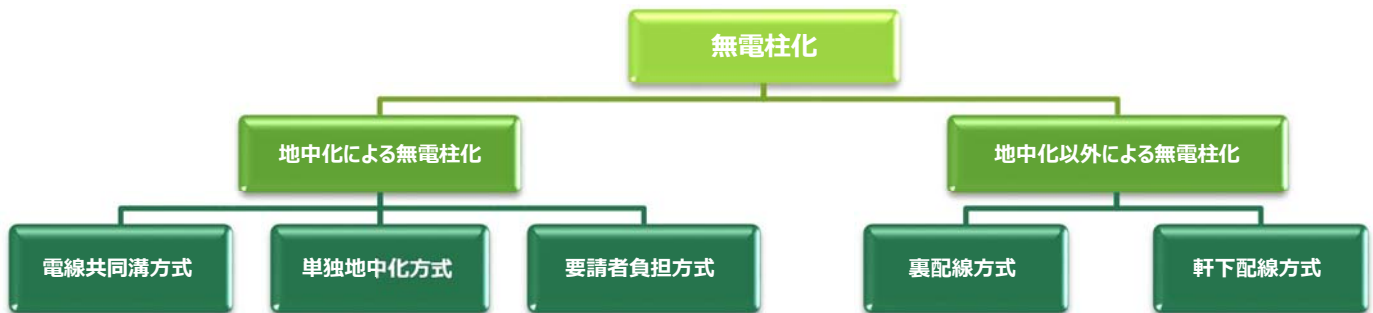


図 3-1 無電柱化の手法

(1) 地中化による無電柱化

① 電線共同溝方式

電線共同溝方式は、近年、最も採用されている方式で、道路の地下空間を活用して電力線、通信線等をまとめて収容する無電柱化の手法です。沿道の各戸へは地下から電力線や通信線等を引き込む仕組みになっています。

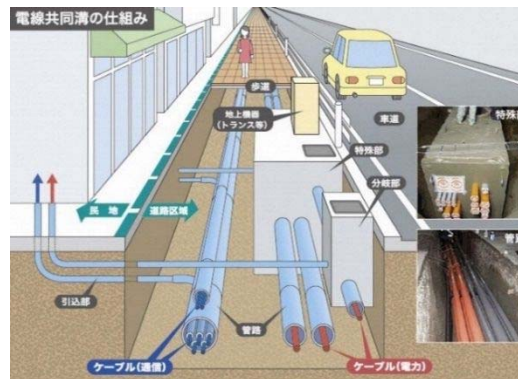


図 3-2 電線共同溝方式イメージ

(出典) 国土交通省中部地方整備局 HP

② 単独地中化方式

単独地中化方式は、長期の停電や通信障害の防止を目的とする路線や占有者が1者に限る場合などに、電線管理者が主体的に地中化する手法です。

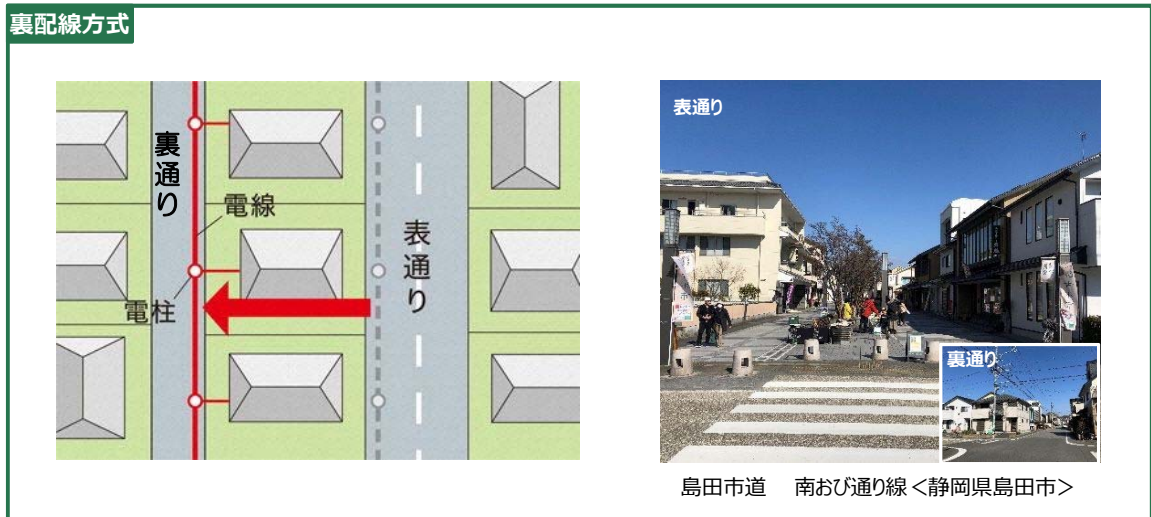
③ 要請者負担方式

要請者負担方式は、民間事業者等が土地区画整理事業や市街地再開発事業等において、地中化する手法です。原則、費用は要請者である民間事業者が全額負担します。

(2) 地中化以外による無電柱化

① 裏配線方式

裏配線方式は、無電柱化を行いたい主要な道路沿いの需要家への引き込みを裏側から行い、主要な道路を無電柱化する手法です。

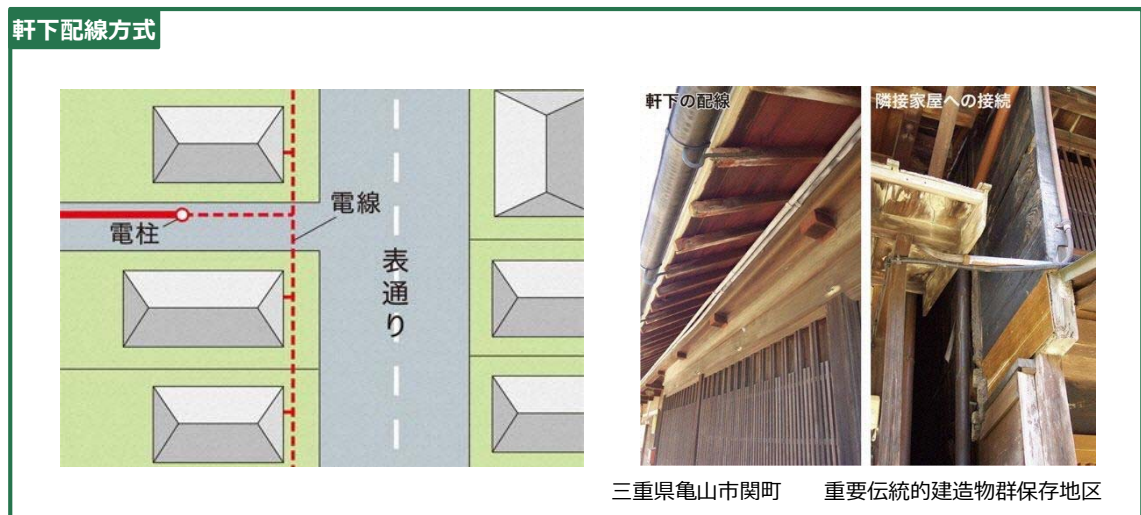


(出典) 国土交通省中部地方整備局 HP

図 3-3 裏配線方式イメージ

② 軒下配線方式

軒下配線方式は、無電柱化を行いたい道路の脇道に電柱を配置し、そこから引いた電線類を沿道の各戸の軒下、または軒先に配線して無電柱化する手法です。



(出典) 国土交通省中部地方整備局 HP

図 3-4 軒下配線方式イメージ

2 地中化による無電柱化の課題

(1) 整備期間

地中化により無電柱化する場合、すでに水道やガスなどが埋設されている地下空間に新たに管路を敷設するため、電線管理者だけでなく、その他の占用企業者や沿道関係者等との調整が設計段階から必要となります。その後、支障となる埋設物の移設、電力・通信の引込管設置などの工事や電線・電柱の撤去等、多くの段階を踏む必要があるため、一般的には完成までに7年要します。

また、道路の新設・拡幅に併せて無電柱化を行う場合は、用地を確保する期間がさらに必要となります。

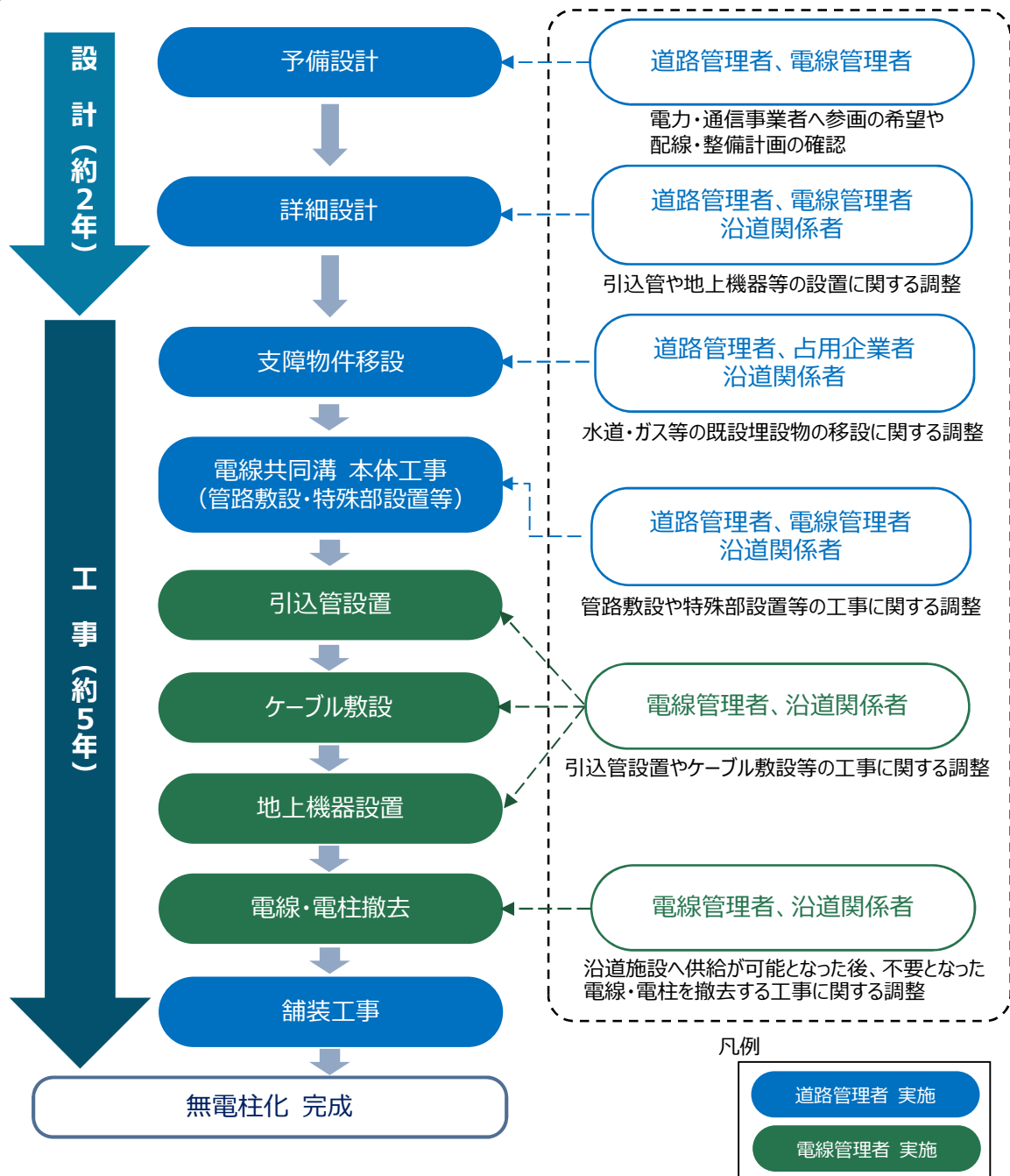
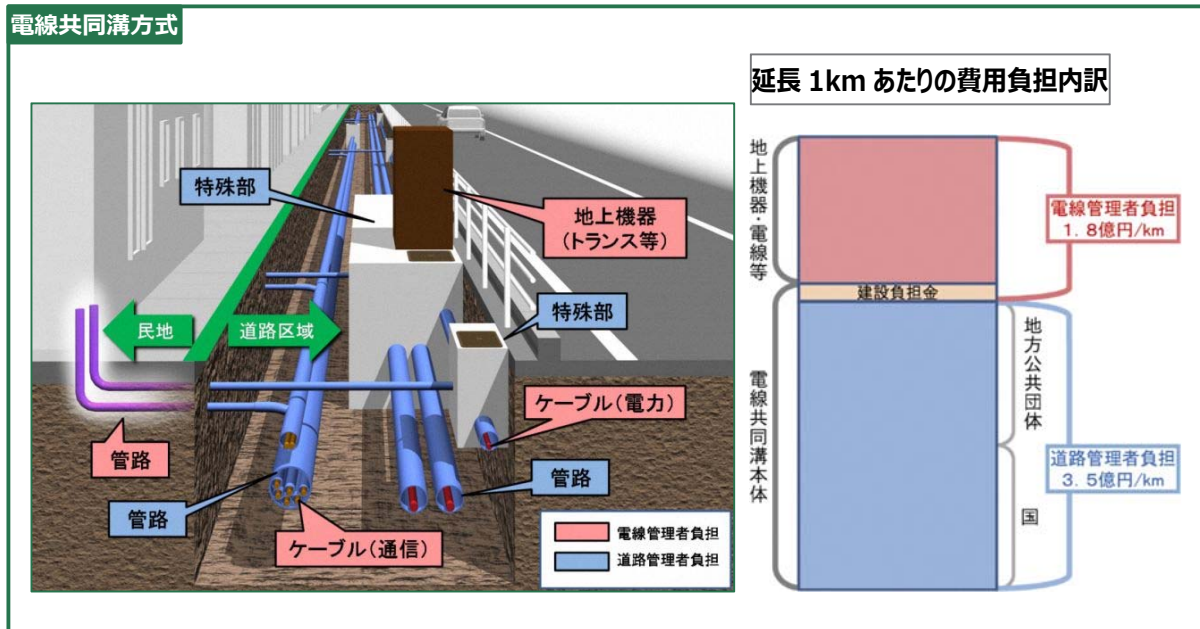


図 3-5 無電柱化事業の流れ

(2) 整備費用

無電柱化の主な整備方式となっている電線共同溝方式は、国の調査結果によると1 km あたり約5.3 億円の費用を要します。道路管理者及び電線管理者（電気・通信事業者）の負担が大きく、無電柱化が進まない要因の一つとなっています。



※ 国土交通省 HP 掲載資料をもとに作成

図 3-6 電線共同溝方式における事業費の負担



(出典) 国土交通省 HP

写真 3-1 特殊部※

※特殊部とは、電線の接続や民地へ電線を引込むための分岐を行う部分であり、電線共同溝本体工事費用の5割を占めることもあります。

(3) 地上機器の設置場所の確保

電線共同溝方式では、電気を高圧から低圧に変換する地上機器（変圧器など）を歩道に設置するのが一般的です。

しかし、歩道がない道路や歩道幅員が狭い道路では、道路区域内に地上機器設置場所が確保できないため、無電柱化が難しい状況となっています。



写真 3-2 地上機器の例



写真 3-3 地上機器の設置場所が確保できない道路の例

3 地中化以外による無電柱化の課題

裏配線方式や軒下配線方式は、地中化による無電柱化と比べ、整備期間の短縮と整備費用の縮減、地上機器の設置が不要などの利点がありますが、以下の課題が生じます。

裏配線方式については、裏通りの関係者に、設備保守や緊急時等における敷地への立入許可や、電柱・電線の恒久設置について合意を得る必要があります。

軒下配線方式については、建物にケーブルを添架配置するため、建物所有者との合意に加え、沿道の各戸の軒が揃っているなどの条件が整っていることが必要となります。

第4章 無電柱化の推進に関する基本方針

無電柱化は、完成までに長期間かかり多額の費用を要します。また、工事や地上機器の設置場所等について、沿道関係者との合意形成が重要です。このため、優先的に無電柱化を行う道路を選定し、計画的に進めていく必要があります。

静岡県の新ビジョン（総合計画）

美しい“ふじのくに”インフラビジョン

1 防災

1-3 防災・減災対策の強化

(1) 地震・津波・火山災害対策

- ③ 地震災害に強い基盤整備
大規模災害発生時において、救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うため、**地震災害に強い基盤整備**を推進します。

【施策】

激甚化・頻発化、切迫する

自然災害への防災・減災対策の強化

- 気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害・土砂災害や、切迫する南海トラフ地震や津波等の自然災害に対し、**災害リスクを最小化するハード・ソフト一体となった総合的な対策**を進めます。

2 安全・円滑な交通確保

7-2 誰もが理解し合える共生社会の実現

(3) ユニバーサルデザインの推進

- ① ユニバーサルデザイン導入促進
利用者の視点に配慮した、利用しやすい建物、公園等の施設の整備や、**安全・安心に利用できる歩行空間**や交通機関等の整備を促進します。

【施策】

安全・安心な移動空間の確保を推進

- 人優先の交通安全思想のもと、通学路や生活道路などにおいて、関係機関と連携しながらハード・ソフトの両面から必要な対策を実施し、**安全・安心な移動空間の確保**を進めます。

3 景観形成・観光振興

11-3 美しい景観の創造と自然との共生

(1) 豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の形成

- ① 「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向けた広域景観形成の推進
良好な景観を形成するため、**道路の無電柱化**や防草対策による通行空間の改善、屋外広告物の適正化に取り組みます。

【施策】

豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の形成

- 「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向け、県土の魅力を高める景観の保全と創造に取り組みます。また、豊かな自然を賢く活用し、**美しく、質の高いインフラの整備**を進めます。

県では、県の上位計画や国の無電柱化推進計画を踏まえ、「防災」、「安全・円滑な交通確保」及び「景観形成・観光振興」に該当する道路の無電柱化を優先的に進めていきます。ただし、これら以外の道路においても、地域のニーズに応じて無電柱化を着実に実施していきます。

美しい“ふじのくに”のみちづくり

【基本方針1】

安全・安心な生活を守る“みちづくり”

近年、激甚化する自然災害、依然として発生する交通事故への対応を最優先に推進します。

- 地域の孤立等を防止する道路整備
・**防災上重要な道路の無電柱化の推進**

【基本方針2】

県土の魅力を高め、

未来につなぐ“みちづくり”

心の豊かさやゆとりある生活、循環型社会の形成を推進します。

- 地域の魅力を高める道路空間の創出
・**歩道のバリアフリー化**

【基本方針3】

地域を磨き、

地域間の発展を支える“みちづくり”

「地域の稼ぐ力」や「地域価値」を高める効率的・効果的な道路整備を推進します。

- 環境に配慮した道路施設
・**景観形成上重要な道路の無電柱化の推進**

基本方針

- 災害発生時に救急・救援活動や避難等に使用する道路について、地震や突風に伴う電柱の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、円滑な救急・救援活動や避難を支援するため、**緊急輸送路や避難路などの防災上重要な道路の無電柱化を推進**します。

- 林立する電柱により歩行者や車いす利用者の通行が妨げられている道路について、安全で円滑な歩行空間を確保するため、**バリアフリー重点整備地区の道路や通学路などの交通安全上重要な道路の無電柱化を推進**します。

- 電柱や張り巡らされた電線により景観が阻害されている道路について、良好な景観の形成や観光振興のため、**景観形成上重要な道路の無電柱化を推進**します。

基本方針のイメージ

1
防災



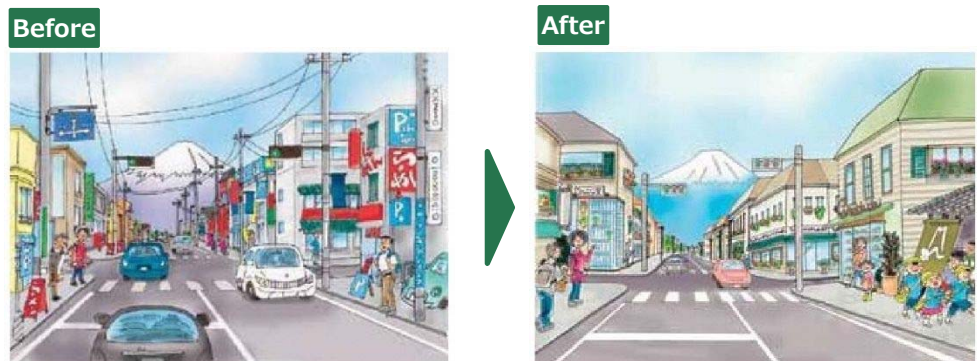
電柱倒壊による道路ネットワークの寸断のイメージ

2
安全・円滑な
交通確保



安全で円滑な歩行空間を確保のイメージ

3
景観形成
・
観光振興



良好な景観の形成のイメージ

第5章 静岡県無電柱化推進計画の期間と目標

1 計画期間

本計画における計画期間を以下に示します。

計画期間	2022年度から2025年度までの4年間
------	----------------------

2 目標指標

本計画における目標指標を以下に示します。

目標指標	新たに無電柱化事業に着手する延長 [※]	72 km
------	-------------------------------	-------

※ 設計や測量業務等に着手する延長

【参考指標】 無電柱化を着実に推進するため、分野別の道路延長を以下に示します。

分野別の 道路延長 (無電柱化) 着手率 ^{※1}		[2021]	[2025]
	1 防災 都市部（DID内）の緊急輸送路	62 km (8%)	→ 82 km (10%)
	2 安全・円滑な交通確保 バリアフリー化が必要な道路 ^{※2}	53 km (21%)	→ 56 km (23%)
	3 景観形成・観光振興 良好な景観形成に資する主要な道路 ^{※3}	11 km (16%)	→ 13 km (19%)

※1 無電柱化済み、または無電柱化の工事に着手済みの延長の割合

※2 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく特定道路及び移動等円滑化基本構想に位置付けられた生活関連経路等のバリアフリー化が必要な道路

※3 市町が定める景観計画区域のうち、重点的に良好な景観の形成を推進する必要があると認める地区（重点地区）内にある国道及び県道

第6章 無電柱化の推進に向けた取組

静岡県では、無電柱化の推進を図るため、以下のような取組を実施します。

1 多様な整備手法の活用

地域の実情に応じた無電柱化を推進するため、地中化以外の手法である軒下配線や裏配線方式も含め、整備手法を検討していきます。

地中化により無電柱化を実施する場合は、収容する電線類の量や地域における需要変動の見込み、道路交通の状況、既存埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めた総コストに留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス方式など、様々な手法を比較し、現場に応じた最適な手法を活用していきます。

検討にあたっては、電線管理者や沿道関係者等との協議を実施し、これを踏まえて整備手法を決定します。

管路の浅層埋設	小型ボックス活用埋設	直接埋設
<p>現行より浅い位置に埋設</p> 	<p>小型化したボックス内にケーブルを埋設</p> 	<p>ケーブルを地中に直接埋設</p> 

図 6-1 低コスト手法の事例

(出典) 国土交通省 HP

2 適切な役割分担による無電柱化の推進

無電柱化の目的に応じた適切な役割分担により事業を推進します。なお、無電柱化の目的は複合的であるため、以下に示す実施者が主体となり、電線管理者や道路管理者、市町等と連携し、無電柱化を推進します。

(1) 防災・強靱化目的

市街地の緊急輸送路など道路の閉塞防止を目的とする区間は、道路管理者が主体的に実施します。

長期の停電や通信障害の防止を目的とする区間、占用者が一者で電線共同溝方式が困難な区間は、電線管理者が主体的に実施します。

(2)交通安全、景観形成、観光振興目的

安全・円滑な交通確保を目的とする区間、景観形成を目的とする区間は、道路管理者、市町等が主体的に実施します。

観光振興を目的とする区間は、県、市町等が主体的に推進します。

3 コスト縮減の推進

無電柱化事業の計画、設計、工事等の各段階において、電線管理者等の関係者と連携して、コスト縮減を推進します。

(1) 低コスト手法などの活用

浅層埋設方式等の低コスト手法や、国や関係機関が開発を進めている機器のコンパクト化等の技術の積極的な活用を検討していきます。また、低コスト手法に関する新たな情報等の市町への普及を図っていきます。

(2) 新技術・新工法の活用

新技術情報提供システム（NETIS）や静岡県において登録されている新技術・新工法の積極的な活用を検討していきます。

4 事業のスピードアップ

既存埋設物の移設や、電線管理者、沿道関係者等多くの関係者との調整の効率化に取り組み、事業のスピードアップを図ります。

(1) 発注の工夫

国の動向を踏まえ、設計・施工一括発注方式や複数年契約方式の活用等により、電線共同溝方式の本体工事と引込管工事の同時施工や事業調整の円滑化を図り、事業期間の短縮に努めます。

(2) 地域の合意形成の円滑化

地元関係者を含めた連絡会議を開催し、沿道関係者の無電柱化事業への理解を深めるとともに、低コスト手法や軒下配線・裏配線方式を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等について、地域の合意形成の円滑化を図り、事業のスピードアップにつなげていきます。

(3) 既存ストックの活用

電気・通信事業者が既設の地中管路等を有する場合には、これら既存ストックの活用が可能か検討し、既存埋設物（上下水道管等）の移設回避による事業期間の短縮を図るなど、効率的に無電柱化を推進していきます。

(4) 3次元データの活用

地域の合意形成（無電柱化事業の方法や事業効果など）や関係機関調整の円滑化を図るため、3次元データの積極的な活用に努めます。

5 緊急輸送路の電柱の減少

近年、激甚化・頻発化する自然災害により、電柱が倒壊し、交通に大きな影響を及ぼすケースがあります。県では、道路法第 37 条に基づく緊急輸送路における新設電柱の占用制限措置を導入しておりますが、更に電柱を減少させる取組を進めています。

(1) 既存電柱の占用制限

緊急輸送路の既設電柱については、国の動向を注視し、電線共同溝方式予定区間や電柱倒壊による道路閉塞の影響が大きい区間など優先順位を決めて、占用制限を検討していきます。

(2) 沿道区域電柱への対応

令和 3 年度の道路法改正により、緊急輸送路等の沿道区域において、倒壊による道路閉塞の可能性のある電柱等の工作物を設置する際に、道路管理者への届出を要することとし、倒壊リスクがある場合、道路管理者が設置計画の変更を勧告できる制度が創設されました。制度の施行に向けては、今後、国が策定するガイドラインを基に本県の運用方針を検討していきます。

6 新設電柱の抑制

無電柱化の推進に当たっては、道路管理者や電線管理者等によって電柱を減らす一方、これ以上新たな電柱を増やさないことも重要であるため、電柱を増やさない取組を進めています。

(1) 新設電柱の占用制限の拡大

道路法第 37 条に基づく新設電柱の占用制限措置については、既に適用している緊急輸送路に加え、交通安全の観点から狭隘な歩道や車道においても拡大していきます。

(2) 道路事業等と併せた無電柱化

無電柱化法第 12 条を的確に運用するため、県では令和 3 年 1 月に運用要領を発出し、道路事業や市街地開発事業等の実施の際には、技術上困難と認められる場所以外は道路における新たな電柱設置を禁止しております。引き続き、道路事業等と一体的な無電柱化を推進します。

<無電柱化の推進に関する法律 第 12 条>

(電柱又は電線の設置の抑制及び撤去)

第十二条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第二項第一号に掲げる事業（道路の維持に関するものを除く。）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

7 占用制度の適切な運用

(1) 占用制限制度の適切な運用

国は、防災の観点から国が管理する緊急輸送道路において、道路法第 37 条に基づき、新設電柱の占用を制限する措置を実施しています。本県においても、県が管理する緊急輸送路において、平成 29 年 3 月 31 日から占用制限の措置を実施しています。今後は、緊急輸送路を管理している未実施の市町に対して占用制限の普及を促進していきます。

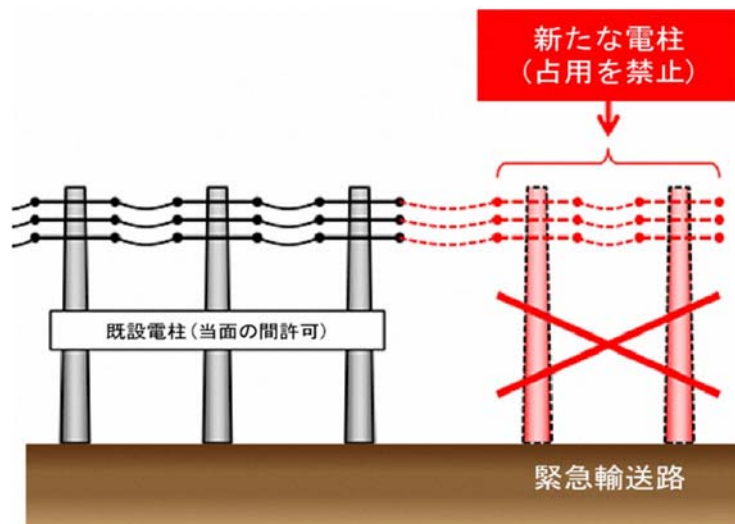
また、交通安全の観点から狭隘な歩道や車道等において新設電柱の占用制限の措置を適用するほか、緊急輸送路の既設電柱の占用制限措置については、国の動向を踏まえ検討していきます。

<道路法 第 37 条 抜粋>

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第三十七条 道路管理者は、次に掲げる場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路（第二号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。）の占用を禁止し、又は制限することができる。

- 一 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合
- 二 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合
- 三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合



(出典) 国土交通省 HP

図 6-2 道路法第 37 条に基づく緊急輸送路の占用制限のイメージ

(2) 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を検討していきます。

8 関係者間の連携の強化

(1) 推進体制

道路管理者、電線管理者及び地方公共団体等からなる中部ブロック電線類地中化推進協議会及び静岡県無電柱化推進協議会を活用し、無電柱化の対象区間等、無電柱化の推進に係る調整を行います。

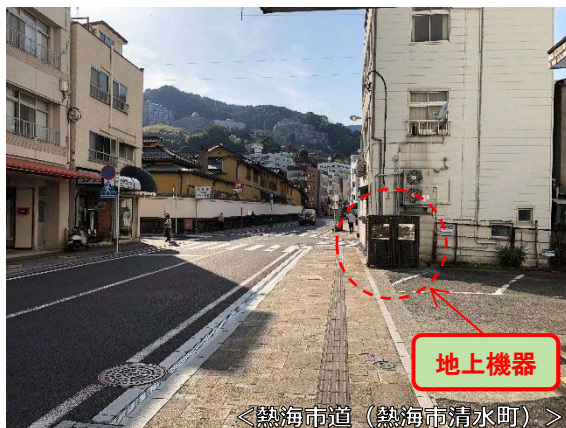
個々の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線方式を含む整備手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、円滑に地域の合意形成を図るため、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、必要に応じて連絡会議等を設置します。

(2) 工事・設備の連携

無電柱化を実施する際、道路管理者、電線管理者及び管路工事や配線工事等の施工者と、工事工程の調整による工期短縮を図るとともに、民地への引込設備を集約するなど、効率的な整備に取り組んでいきます。

(3) 民地の活用

道路空間に余裕がない場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進めます。



（下段写真の出典）国土交通省 HP

写真 6-1 道路区域外における地上機器の設置事例

(4) 他事業との連携

面的な無電柱化の推進に向け、土地区画整理事業や市街地再開発事業、快適な都市空間の形成、観光による地域振興など、市町のまちづくりのあらゆる機会において、事業の初期段階から関係機関と連携し、無電柱化の整備手法について検討していきます。

9 その他推進のために必要な事項

(1) 広報活動

無電柱化の重要性について、県民の皆様に理解と関心を深めていただき、無電柱化事業への協力が得られるよう、無電柱化の実施状況、効果等について、ホームページや SNS 等を活用して周知を図ります。

(2) 情報の共有

国と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、本県の取組について、国、県、市町及び電線管理者との共有を図ります。

(3) 技術力の向上

無電柱化事業は、事務手続きが多岐にわたり、工事においても特殊性が高い事業であるため、設計、事務手続、工事等に関する研修を実施し、職員の技術力向上を図ります。

参考資料

- 無電柱化の推進に関する法律の概要
- 国の無電柱化推進計画の概要（令和3年5月策定）
- 無電柱化に関する個別補助制度

無電柱化の推進に関する法律の概要

目的

(1条)

災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化(※)の推進に関し、基本理念、国の責務等、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的・計画的・迅速に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に貢献

(※) 電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線(電柱によって支持されるものに限る。以下同じ。)の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう

基本理念

(2条)

1. 国民の理解と関心を深めつつ無電柱化を推進
2. 国・地方公共団体・関係事業者の適切な役割分担
3. 地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に貢献

国の責務等

(3～6条)

1. 国 : 無電柱化に関する施策を策定・実施
2. 地方公共団体 : 地域の状況に応じた施策を策定・実施
3. 事業者 : 道路上の電柱・電線の設置抑制・撤去、技術開発
4. 国民 : 無電柱化への理解と関心を深め、施策に協力

無電柱化推進計画(国土交通大臣)

(7条)

基本的な方針・期間・目標等を定めた無電柱化推進計画を策定・公表
(総務大臣・経済産業大臣等関係行政機関と協議、電気事業者・電気通信事業者の意見を聴取)

都道府県・市町村無電柱化推進計画

(8条)

都道府県・市町村の無電柱化推進計画の策定・公表(努力義務)
(電気事業者・電気通信事業者の意見を聴取)

無電柱化の推進に関する施策

(9～15条)

1. 広報活動・啓発活動
2. 無電柱化の日(11月10日)
3. 国・地方公共団体による必要な道路占用の禁止・制限等の実施
4. 道路事業や面開発事業等の実施の際、関係事業者は、これらの事業の状況を踏まえつつ、道路上の電柱・電線の新設の抑制、既存の電柱・電線の撤去を実施
5. 無電柱化の推進のための調査研究、技術開発等の推進、成果の普及
6. 無電柱化工事の施工等のため国・地方公共団体・関係事業者等は相互に連携・協力
7. 政府は必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を実施

※ 公布・施行:平成28年12月16日(附則1項) ※ 無電柱化の費用の負担の在り方等について規定(附則2項)

(出典) 国土交通省 HP

国の無電柱化推進計画の概要（1/2）

第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

- 取組姿勢
 - 新設電柱を増やさない
特に緊急輸送道路については電柱を減少させる
 - 徹底したコスト縮減を推進し、限られた予算で無電柱化の実施延長を延ばす
 - 事業の更なるスピードアップを図る
- 適切な役割分担による無電柱化の推進
 - 防災・強靱化目的
 - 市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的とする区間は道路管理者が主体的に実施
 - 長期停電や通信障害の防止や、電線共同溝方式が困難な区間は電線管理者が主体的に実施
 - 上記の重複は道路管理者、電線管理者が連携し実施
 - 交通安全、景観形成・観光振興目的
 - 安全・円滑な交通確保を目的とする区間は道路管理者、地方公共団体等が主体的に実施
 - 道路事業や市街地開発事業等が実施される場合は、道路管理者、電線管理者、市街地開発事業者等の施行者及び開発事業者が連携して実施
- 無電柱化の手法
 - 電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、単独地中化方式、軒下配線、裏配線
- まちづくり等における無電柱化
 - まちづくり等の計画においても無電柱化を位置づけ、地域の賑わいを創出するような道路空間の整備を推進
 - 無電柱化を実施する機会を捉え、舗装、照明等のデザイン刷新や自転車通行空間の確保など道路空間のリデザインを推進

第2 無電柱化推進計画の期間

2021年度から2025年度までの5年間

第3 無電柱化の推進に関する目標

- 無電柱化の対象道路
 - 防災：市街地の緊急輸送道路、長期停電や通信障害の防止の観点で必要な区間等
 - 安全・円滑な交通確保：バリアフリー法に基づく特定道路、通学路、歩行者利便増進道路等
 - 景観形成・観光振興：世界遺産周辺、重要伝統的建造物群保存地区等
 - 計画目標・指標
高い目標を掲げた前計画を継承
〈進捗・達成状況を確認する指標〉

① 防災	電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化着手率	38%→52%
② 安全・円滑な交通確保	特定道路における無電柱化着手率	31%→38%
③ 景観形成・観光振興		
	世界文化遺産周辺の無電柱化着手地区数	37→46地区
	重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化着手地区数	56→67地区
	歴史まちづくり法重点地区の無電柱化着手地区数	46→58地区
- 目標を達成するため、「防災・減災、国土強靱化のための加速化対策」で着手する約2,400kmも含め、新たに4,000kmの無電柱化が必要
そのほか、電線管理者（長期停電や通信障害の防止の観点）や開発事業者による無電柱化あり

（出典）国土交通省 HP

国の無電柱化推進計画の概要（2/2）

第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 緊急輸送道路の電柱を減少
 - ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策により無電柱化を推進 ※2,400km
 - ・ 既設電柱については、電線共同溝事業予定区間や電柱倒壊による道路閉塞の影響が大きい区間など優先順位を決めて、早期に占用制限を開始
 - ・ 沿道区域において倒壊による道路閉塞の可能性がある工作物を設置する際の届出・勧告制度について、関係者が連携して道路閉塞防止を実施 ※踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和3年3月31日成立）等
2. 新設電柱の抑制
 - ・ 道路事業や市街地開発事業等の実施に際し、電柱新設の原則禁止の徹底
 - ・ 事業認可や開発許可の事前相談時などを捉え、施行者及び開発事業者等による無電柱化検討を徹底
 - ・ 新設電柱の増加要因を調査・分析を行い、削減に向けた対応方策を令和3年度中にとりまとめ 等
3. コスト縮減の推進
 - ・ 地方公共団体への普及を図るなどコスト縮減の取組を進め令和7年度までに平均して約2割のコスト縮減を目標
 - ・ 設計要領や仕様書、積算基準等に盛り込んで標準化を図り、地方公共団体へ普及促進
 - ・ 配電機材の仕様統一や通信に係る特殊部の設置間隔の延伸化など電線管理者による主体的な技術開発の促進
 - ・ 地域の状況に応じて安価で簡便な構造・手法を採用 等
4. 事業のスピードアップ
 - ・ 発注方式の工夫など事業のスピードアップを図り、交通量が多いなど特殊な現場条件を除き事業期間半減（平均4年）を目標（現在は平均7年） 等
5. 占用制限的的確な運用
 - ・ 新設電柱の占用制限制度の拡大や既設電柱の占用制限の早期開始 等
6. 財政的措置
 - ・ 新たな託送料金制度の運用にあたり必要な無電柱化が確実に実施されるよう、関係省庁が連携して対応 等
7. メンテナンス・点検及び維持管理
 - ・ 国は、電線共同溝の点検方法等について統一的手法を示し地方公共団体も含めて適切な維持管理を図る 等
8. 関係者間の連携の強化
 - ・ ガスや上下水道など他の地下埋設物と計画段階から路上工事占用調整会議等を活用し工程等を調整 等

第5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1. 広報・啓発活動
2. 地方公共団体への技術的支援
3. 中長期的な取組

無電柱化に関する個別補助制度

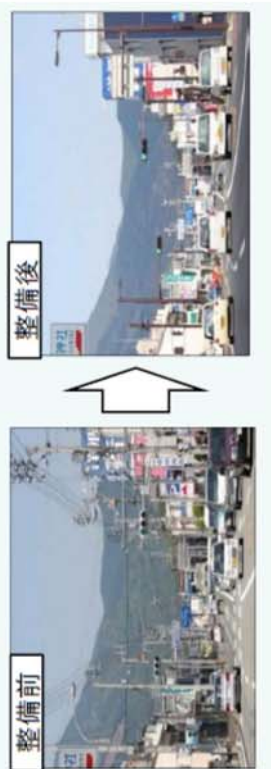
無電柱化推進計画事業補助制度

「無電柱化の推進に関する法律」に基づき国により策定された「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成を図るため、地方公共団体において定める推進計画に基づき事業を計画的かつ集中的に支援する

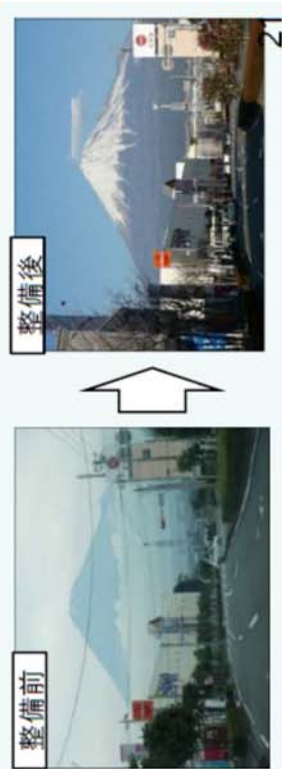
<制度活用イメージ>



緊急輸送道路等の防災性の向上



良好な景観の形成



(出典) 国土交通省HP



静岡県無電柱化推進計画

2022年3月

【問合せ先】

静岡県交通基盤部道路局道路企画課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

TEL : 054-221-3203 / FAX : 054-221-3337

e-mail : douro_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp